

## 町民の皆さまへ

全国的に感染の再拡大が非常に心配される状況になっています。首都圏や関西圏では、新規感染者の増加傾向が見られるとともに、隣接県である宮城県や山形県では感染拡大が続くなど、全国での新規感染者数が増加しています。県内でも全域に感染が広がっており、感染経路不明の割合も増加傾向にあるなど、依然として予断を許さない状況となっています。

これから、今年の第一波のピークが訪れた時期に入ります。町民の皆さんには、今後も気を緩めることなく、自分自身と大切な方のため、そして県内の医療提供体制を守るため、感染防止対策に取り組んでいただくよう、改めてお願いをいたします。

来月初旬より高齢者の皆さんへの新型コロナウイルスワクチンの接種を開始いたします。未だワクチンの供給が不安定ではありますが、迅速に安心して接種できる体制の確保に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長  
会津坂下町長

齋藤 文英

## 新型コロナウイルスワクチンの接種開始について

現在、全国的にワクチンの供給量が不足しており、医療従事者の優先接種が大幅に遅れている状況です。町では、速やかな接種開始に向け、年齢ごとに区分を決め、4月中旬より数回に分けて接種券を発送します。

なお、第1回目の発送は以下のとおりとなります。2回目以降は、決まり次第新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせや広報紙、ホームページでお知らせします。

接種券の第1回目の発送は、今年度中に75歳以上に達する方です。

予約開始日は4月19日（月）、接種開始は5月6日（木）

を予定しています。

接種券が届いたら、同封されている案内をご確認ください。

**接種場所** 町内の医療機関のほか両沼（河沼郡・大沼郡）管内の医療機関。

**両沼地方コロナワクチンコールセンター**



**0570-020-260** ナビダイヤル

**受付** 平日（土日・祝日除く）午前9時～午後5時

**接種予約  
について**

コールセンターに  
お電話ください。

4月19日 午前9時  
予約開始

接種に関する不明な点は接種前にコールセンターまでお問い合わせください。

## 感染症に関する相談窓口（感染の疑いがある場合は「受診・相談センター」までご相談ください）

| 相談種別                 | 受付時間                                    | 電話番号                              |
|----------------------|---|-----------------------------------|
| 町相談窓口（生活課 福祉健康班）     | 平日 午前8時30分～午後5時15分                      | ☎93-6169                          |
| 受診・相談センター            | 24時間（平日・土日祝日を含む）                        | ☎0120-567-747                     |
| 福島県一般相談<br>（コールセンター） | 平日 午前8時30分～午後9時<br>土日祝日 午前8時30分～午後5時15分 | ☎0120-567-177<br>FAX 024-521-7926 |

『糸桜里の湯ばんげ』では新型コロナウイルス感染症対策のうえ営業しています。感染症対策を徹底したうえで営業していますので、安心してご利用ください。

また、昨年10月に全戸に配布しました「温泉利用券」をお持ちの方はご利用ください。

問 糸桜里の湯ばんげ ☎83-1151

### 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金申請について【国支援金】

令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴い、売り上げが50%以上減少した事業者は本支援金が該当となる場合があります。

**対象者** ①緊急事態宣言の発令地域の飲食店と取引があり影響を受けた事業者（例：受注減少など）  
②発令地域の外出・移動自粛により影響を受けた事業者（例：緊急事態宣言区域からの来客減少など）

**交付額** 中小法人等：上限60万円、個人事業者等：上限30万円 **申請期限** 5月31日（月）

**問/申込** 一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

☎0120-211-240（平日・土日祝日含む 午前8時30分～午後7時まで）

※詳細は、右記QRコード読み込みまたは [経産省 一時支援金](#) 検索



### 売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）申請について【県支援金】

福島県緊急対策の営業時間短縮要請の対象事業者でない方で、福島県新型コロナウイルス緊急対策の影響により売り上げが減少した場合、本支援金が該当となる場合があります。

交付要件などはホームページにてご確認ください。

**交付額** 20万円（1事業者あたり一律） **申請期限** 5月14日（金）

※要項・申請書は、産業課 商工観光班（東分庁舎）に設置しています。

※「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金【国支援金】」を申請した場合、本支援金は申請できません。

**問/申込** 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留 福島県一時金事務局 宛

福島県一時金コールセンター ☎024-521-8572

（平日・土日祝日含む 午前9時30分～午後5時30分）

※詳細は、右記QRコード読み込みまたは [福島県 一時支援金](#) 検索、申請書のダウンロードも可能です。



### 新型コロナウイルス感染症の町内発生状況について

町ホームページでお知らせしています。下記URLより検索いただくか、右記QRコードをスマートフォンで読み込んでください。

【町ホームページ】 [会津坂下町 新型コロナ 発生状況](#) 検索

【URL】 <https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/27/10993.html>

▲スマホからはコチラ



## 家庭内での感染対策をお願いします！！ ～大切な家族を守るために～

